

被 保 険 者 の 皆 様 へ

被保険者証の有効期間が変わります。

被保険者証の様式変更に伴い、有効期間が変わります。

【変更となる点】

- ①有効期間の変更
1 年 → 3 年
- ②発行時期の変更
4月1日 → 8月1日

【注 意 点】

今回発行した被保険者証の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年7月31日となります。

(その他変更点)

- ①負担割合が表記されます。(70歳～74歳までの被保険者のみ)
- ②枝番が付加されます。

不明な点は事務局にお問い合わせ下さい。

事務局 (担当) 浅野 電話：029-252-2562